

AIRPORT
POLICE BOX

福岡空港警察署からのお知らせ

12
2024

自転車運転中の新たな罰則規定

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

令和6年11月1日施行



携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、幫助罪についても新たに罰則が整備されました。

幫助罪とは・・・

- ① 車両提供罪(相手が飲酒しているのに自転車を貸す等)
- ② 酒類提供罪(自転車で来ていることを知っているのに酒を飲ませる)
- ③ 飲酒運転同乗罪(飲酒運転自転車への二人乗り)

あなたはこのような行動をとっていませんか？

「携帯電話の違反は自動車だけだろう…
自転車は関係ない」「最寄りの駅から自宅まで近距離だから、
ちょっとくらい飲酒運転してもいいだろう…」「昨日の酒が残っていて二日酔い気味だけど、
自転車ならバレないだろう…」

定められたルールを遵守し、交通事故を防止しましょう！

怪しい人、物を見かけたら

110番 または

福岡空港警察署

092-621-0110

へ通報のご協力をお願いします！



今からできる防犯対策

ダウンロード
はこちら→